

## 歩道の維持管理作業（補修等）作業計画に対する

### 登山道技術指針運用・活用ワーキンググループ意見（事務局まとめ）

計画者：一般社団法人大雪山・山守隊＋上川自然保護官事務所 担当：岡崎 哲三

事務局受付：令和元年9月2日

#### （植生復元予定箇所への歩行防止措置）

- 今回施工する歩行路の復元は、法面の新たな侵食を防ぐために必要性が高い補修と考えます（愛甲委員）。また、施工内容についてもこれまでの経験を踏まえ、よく考えられた内容であると感じます（三木委員）。
- 一方、場所によっては期待通りに復元した歩行路を登山者が歩いてくれず、法面上にできてしまった踏み跡を継続して歩くこともあります。例えば、柵を設ける、ロープを張る（ただし、あまり望ましくないかもしれませんが）、歩きにくくするなどの対応が必要と考えますので、ご検討下さい（愛甲委員）